

発行／三原市人権推進課  
 編集／三原市大和人権文化センター  
 所在地／三原市大和町下徳良107番地1  
 電話／0847-33-1308  
 FAX／0847-33-1308

# 三原市大和人権文化センターだより

## 『平和ポスター展(巡回展示)をおこないます【入場無料】』

『 平和と学び ピースタイムトラベル 』

と き	と ころ
7月22日(金)～ 7月31日(日) 10:00～19:00	サン・シープラザ2階 児童館ラフラフ前ロビー
8月 2日(火)～ 8月11日(木) 9:00～22:00	イオン三原店 1階中央エスカレータ前
8月16日(火)～ 8月23日(火) 8:30～17:15 ※土・日・祝日除く	久井保健福祉センター ロビー
8月25日(木)～ 9月 1日(木) 8:30～17:15 ※土・日・祝日除く	大和支所 ロビー
9月 3日(土)～ 9月12日(月) 9:00～21:00	本郷生涯学習センター エントランスホール

★ 問い合わせ先 三原市人権推進課 電話 0848-67-6044



「人権の碑」及び「善道キクヨさんのお墓」周辺の清掃をしました。 5月20日(金)実施



善道キクヨさんのお墓



人権の碑



作業風景

— 碑 文 —

ふるさとだいわ それは縁にあふれたまち  
 愛する人をつれて そのふるさとに帰りたい  
 けれど ふるさとをかくし 暮らしにおびえて ふるさとを  
 忘れたふりをする 年老いた父や母をきづかいながら  
 愛する人をつれて その ふるさとに帰りたい 堂々と  
 そして キクヨさんは帰った そのふるさとに

そのふるさとの人々に支えられて  
 ひとりひとりがみとめられる ひとを中心にしたふるさとで  
 ありたい 『サヤ スダバレー』(わたし帰ってきました)  
 愛する人をつれて そのふるさとに帰りたい  
 堂々と ほこり高く  
 ふるさとだいわ それはみどりにあふれ 活気にあふれ  
 ひとりひとりが大切にされる ひとを中心にしたふるさと

人権の碑を訪れて見てください！

ご案内します。



### 本人通知制度に登録しましょう！

登録型本人通知制度は、住民票や戸籍を本人以外の第三者に交付した場合に、交付した事実を本人にお知らせする制度です。不正請求や不正取得に対する抑止効果が期待されます。また、三原市がこの制度を導入していることが周知されることで、身元調査などの未然防止にもつながります。この制度を利用するためには、簡単な登録が必要です。登録数が増えることが抑止力につながります。みなさん、登録をしましょう。

登録は、市民課又は  
各支所まちづくり係まで



市民課  
HP

#### 大和地域センターくらしの相談開設のお知らせ

日 時 7月15日(金) 9:00～12:00  
 場 所 大和人権文化センター 会議室  
 相談内容 くらしの相談・行政相談  
 相談員2名で対応します。次回は、8月19日(金)の予定。

電話による相談も受け付けています。  
 大和人権文化センター(0847-33-1308)

#### 人権相談

人権侵害や差別などでお悩みの方は、人権相談員にご相談ください。

相談は無料で秘密は守られますので、気軽にご相談してください。

- と き 土・日・祝日は除く  
10:00～16:00
- と ころ 三原市大和人権文化センター

# 人権のひろば



いろいろな人権課題への取り組み アイヌの人々へ

## 【民族の伝統と文化】

アイヌの人々は、固有の言語であるアイヌ語や伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユカラ)など独自の豊かな伝統や文化を持っています。しかし、明治維新後の「北海道開拓」などが進められる中で、いわゆる同化政策(日本人化の強制)などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

※「口承文学」とは、文字に書かれないまま、民衆の口から口へと受け継がれた文学。

## 【差別意識の解消へ】

平成9(1997)年、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図ることを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する地域の普及及び啓発に関する法律」が制定されました。その後、令和元(2019)年には「アイヌ施策推進法」が施行され、アイヌの人々へのアイヌであることを理由とした差別等の禁止やアイヌ政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置などが定められ、地域振興、産業振興、観光振興を含めた施策を推進しています。

しかし、未だアイヌの人々に対する理解が十分ではないため、就職や結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。私一人ひとりが、アイヌの人々の独自の文化や伝統を尊重し、アイヌの人々について理解と認識を深めていくことが大切です。

参考：広島県人権啓発冊子「気づき」から「きずな」へ

## ★きょうは何の日？ 7月 人権カレンダー



### 7月11日 世界人口デー

7月11日は「世界人口デー」です。1987年7月11日に、国連がユーゴスラビア(当時)で生まれた男の子を50億人目と認定したことに基づき、世界の人口問題について感心を深めてもらうために制定された記念日です。1995年に北京で開催された世界女性会議(北京会議)の「行動要領」には、リプロダクティブ・ヘルス※1 / ライツ※2 は女性の人権であり、最高水準の健康を享受する女性の権利は、全ライフサイクルを通して男性と平等に保障されなければならない、と明記されました。

※1 リプロダクティブ・ヘルスとは、性や子どもを産むことに関わるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。

※2 リプロダクティブ・ライツとは、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。